

「市街地再開発基本編 2021」の訂正

p 326 最下段

「非耐火建築物等：非耐火建築物、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日国住市第 350 号）第 2 項第十三号に規定する老朽建築物等」

のうち「住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日国住市第 350 号）第 2 項第十三号」は、正しくは「住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日国住市第 350 号）第 2 項第十六号」となります。

具体的には、住宅市街地総合整備事業制度要綱に規定する老朽建築物等は以下のとおりです。

#### 住宅市街地総合整備事業制度要綱一抜粋—

平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 350 号

国土交通省事務次官通知

最終改正 平成 30 年 3 月 30 日 国住市第 106

## 第 2 定義

### 十六 老朽建築物等

次のイからトまでのいずれかに該当する建築物をいう。

- イ 別表第 2 による評点（密集住宅市街地整備型重点整備地区内の敷地の数に対する小規模敷地の数の割合が 7 割以上の場合の密集住宅市街地整備型重点整備地区内の各建築物については、これに 30 を加えた数値。以下同じ。）が 130 以上となる建築物又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じている建築物
- ロ 公共賃貸住宅建替 10 箇年戦略（平成 4 年 6 月 30 日付け建設省住建発第 99 号、建設省住都監発第 10 号）第 3 の 2 の規定に基づき都道府県が策定する建替促進計画において建替重点団地として指定された団地（公営住宅等関連事業推進事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住建発第 55 号）第 5 第 1 項に規定する公営住宅ストック総合活用計画又は同第 2 項に規定する公共賃貸住宅ストック総合活用計画において建替重点団地に準ずるものとして位置付けられた団地を含む。以下「建替重点団地」という。）内の建築物
- ハ 建替重点団地の建替えと併せて整備することが必要な公共施設の整備に伴い除却すべき建築物
- ニ 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅であって、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む建築物（以下「不良住宅」という。）
- ホ 使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地が地域の防災性向上のための計画的利用に供される、又は跡地で建設される建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることが条例等により義務付けられている建築物（以下「空き家住宅」という。）

へ 使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その除却後の跡地が地域の防災性向上のための計画的利用に供される、又は跡地で建設される建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることが条例等により義務付けられている建築物（以下「空き建築物」という。）

ト 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等である建築物（以下「特定空家等」という。）